

休業を実施し、
国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた摂津市内の中小企業者の方へ

申請期間延長

支援金 10万円を支給

雇用調整助成金等の申請事務を
社会保険労務士に依頼した場合、
さらに最大5万円まで加算

～ 摂津市新型コロナウイルス感染症対策 ～ 中小企業者雇用継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた摂津市内の中小企業者に対して、雇用の確保と事業継続を支援するため、支援金を支給します。

支給対象者

次のすべてに該当する事業者

- (1) 摂津市内に事業所を有する中小企業者
- (2) 令和4年2月1日までに茨木公共職業安定所もしくは大阪労働局に雇用調整助成金等*の支給申請をし、この支援金の申請期限までに支給決定を受けている者

*令和2年4月1日から令和3年11月30日の間の休業等に係る、国の雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金

支援金の額

【※1事業者1回まで】

1事業者につき	10万円
さらに、 雇用調整助成金等の支給申請事務を社会保険労務士に 依頼された場合	要した費用について 最大5万円まで加算

申請手続き

申請期間:令和2年12月1日(火)～令和4年3月31日(木)

以下の書類をご準備いただき、産業振興課まで郵送でご提出ください。

- (1) 申請書兼請求書 ※摂津市のホームページからダウンロードできます。
- (2) 添付書類
 - ア 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
 - イ 雇用調整助成金等の支給申請に係る書類の写し
 - ウ 社会保険労務士に申請事務を依頼した場合は、社会保険労務士に支払った額が確認できる領収書等の写し
 - エ この支援金の振込先口座が確認できる書類の写し

【申請・お問い合わせ先】

〒566-8555 摂津市三島1丁目1番1号
摂津市 生活環境部 産業振興課 商工労政係
TEL: 06-6383-1362
FAX: 06-6319-5068

詳細は市ホームページをご確認ください

<https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/seikatukannkyou/sangyoushinkouka/oshirase/14858.html>



Q&A

Q 1 摂津市内に休業した事業所がありますが、本社は市外です。対象となりますか？

A 1 摂津市内の事業所の休業に基づく国助成金の交付決定を受けている場合は対象です。

Q 2 市外在住の個人事業主で事業所が市内にある場合、対象となりますか？

A 2 雇用調整助成金等の申請書に記載している事業所所在地が摂津市内であれば対象となります。

Q 3 現在は廃業しています。対象となりますか？

A 3 本支援金を交付する時点で、法人が解散、個人事業主が廃業している場合は、本支援金の目的が達成できなくなりますので、対象となりません。

Q 4 雇用調整助成金等に係る提出書類の写しは全部必要ですか？

A 4 原則、雇用調整助成金等の申請で使用した書類全てを提出してください。

Q 5 雇用調整助成金等の申請をしましたが、不支給となった場合は対象になりませんか？

A 5 国の助成金が支給されなかった場合は対象となりません。

Q 6 市内に複数の事業所を有する事業者が、事業所ごとに雇用調整助成金等を申請していた場合、それぞれで支援金が受けられますか？

A 6 事業所数に関わらず1事業者あたり支給は1回限りとなります。

Q 7 市外の本社等は休業したが、市内の事業所は休業しませんでした。

雇用調整助成金等の支給は本社で一括して支給を受けた場合、対象となりますか？

A 7 支援金の目的は市内の事業所の雇用の安定及び事業活動の継続ですので、市内の事業所で休業した事実がなければ対象外となります。

Q 8 社会保険労務士に支払った全ての費用が対象となりますか？

A 8 雇用調整助成金等の支給申請に要した費用が対象となります。

Q 9 雇用調整助成金等の支給決定通知書を紛失した場合どうすればいいですか？

A 9 雇用調整助成金等の申請書の写しとあわせて、該当助成金が振り込まれたことが確認できる通帳の写しを提出してください。

Q 10 中小企業者の定義は？

A 10 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者です。（下表参照）

業種	資本金	常時雇用する従業員
製造業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業（飲食店含む）	5千万円以下	50人以下